

## 計画の位置付け

### 総合計画との関連

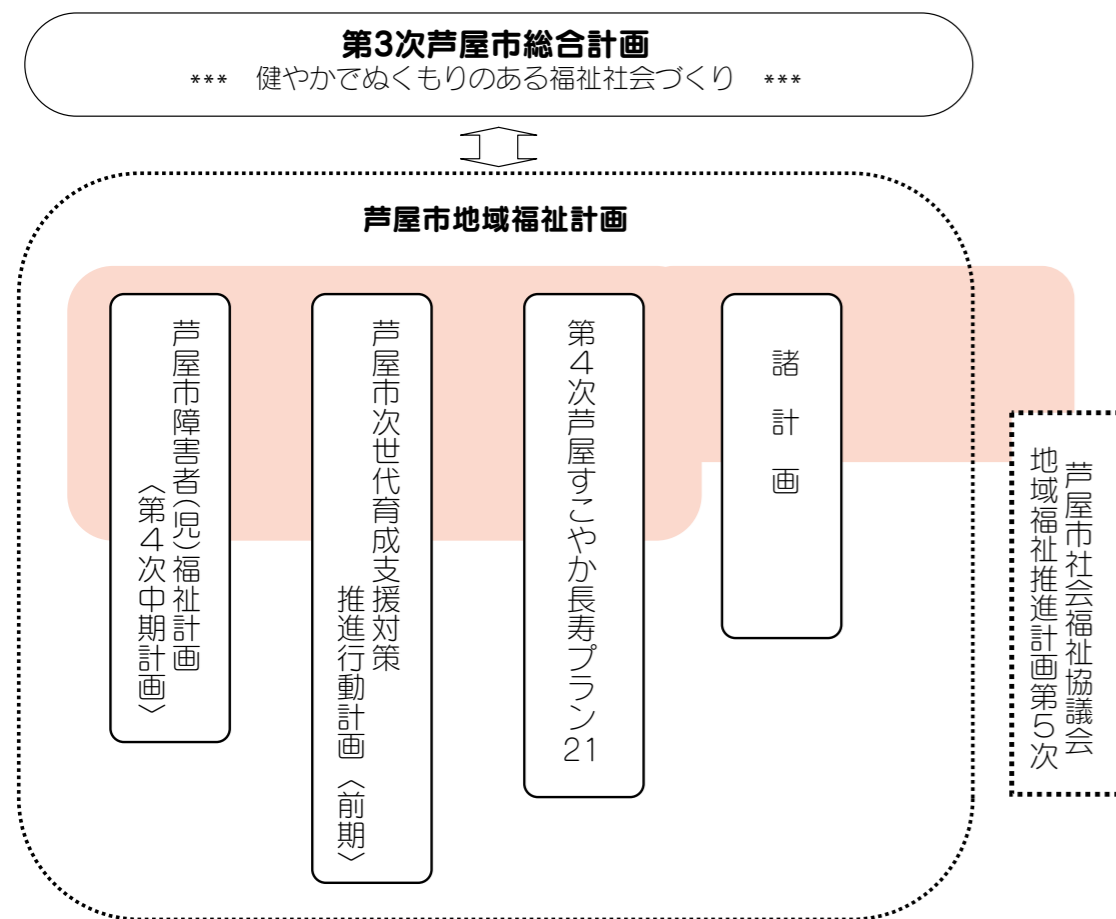
「第3次芦屋市総合計画」(平成13～平成22年度)及び「第3次芦屋市総合計画後期基本計画」(平成18～平成22年度)では、福祉施策に関するまちづくりの目標を、「健やかでぬくもりのある福祉社会づくり」と設定しています。地域福祉計画は、総合計画を上位計画とし、総合計画で掲げられている目標にそって、施策を展開します。

### 個別計画との関連

福祉に関しては、現在「障害者(児)福祉計画<第4次中期計画>」、「次世代育成支援対策推進行動計画<前期>」、「第4次すこやか長寿プラン21」といった個別計画があります。地域福祉計画は、これらの個別計画と整合性及び連携を図りながら、理念的には、住民主体、住民参加を基本理念とする福祉の総合計画という性格をもちます。よって、各個別計画と重なる内容については、地域福祉計画の一部とみなし、施策の展開を委ねます。そして、これらの個別計画において大きな課題となっている地域のネットワークづくりや地域コミュニティの構築などを地域福祉計画が担います。

また、芦屋市社会福祉協議会の地域福祉推進計画第5次(平成18～平成22年度)と芦屋市地域福祉計画は、ともに地域福祉の推進を目的とする計画です。市地域福祉計画は地域福祉を推進するための仕組みづくりの計画であり、社会福祉協議会の地域福祉推進計画は地域福祉を具体的に進める活動・行動計画であるといえます。民間の福祉団体である社会福祉協議会と連携して地域福祉を推進し、公私協働の理念を実現していきます。

保健や医療、教育など地域福祉に密接な関連をもつ分野だけでなく、他の生活関連分野の計画とも整合性を図ります。



## 計画の期間

平成19年度から平成23年度の5か年計画とします。

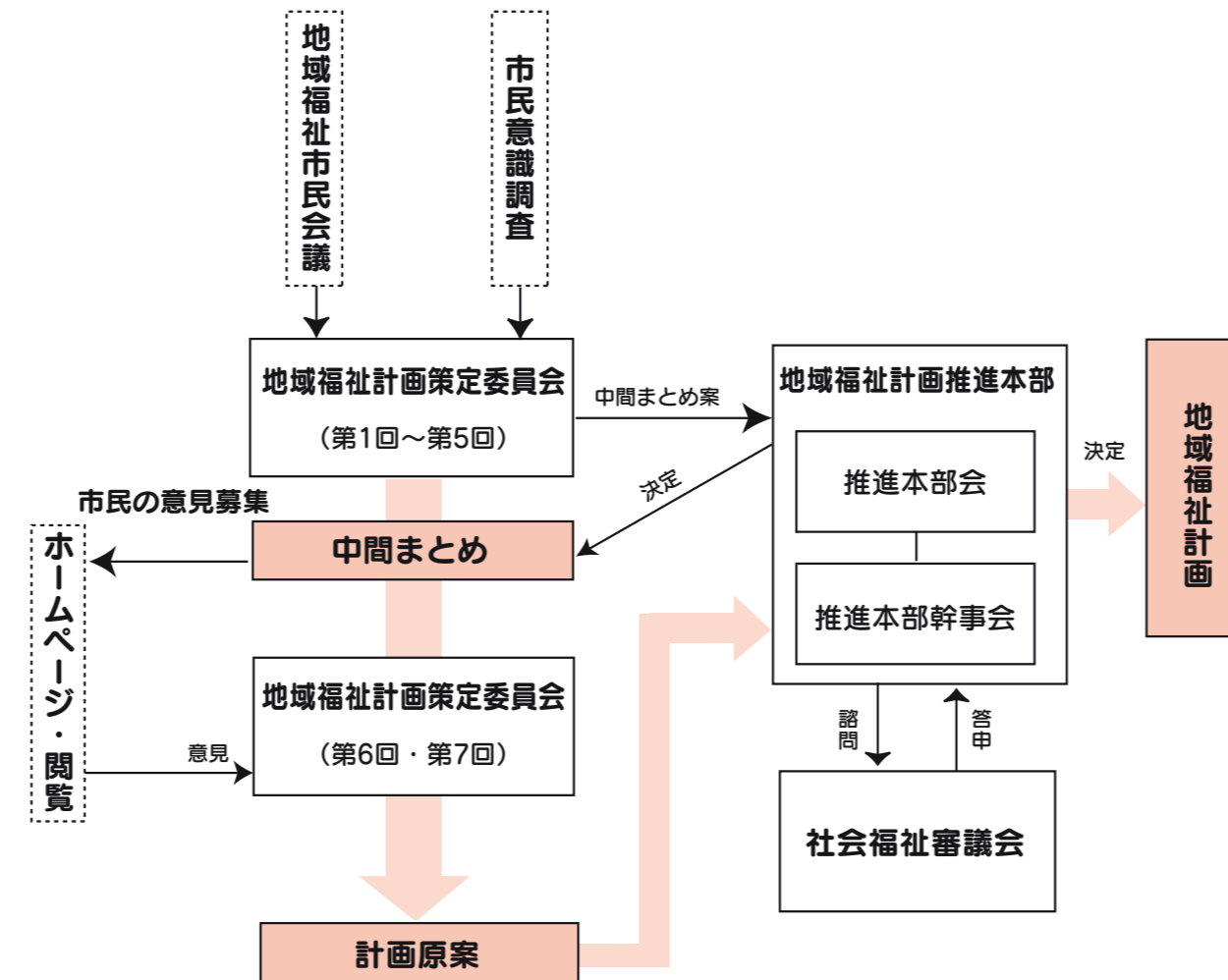
## 計画の策定体制

住民主体を基本理念とする計画の策定にあたり、市民意見を広く聴取するため、「芦屋市地域福祉市民会議」を設置しました。市民会議は、公募委員、福祉関係団体、地域関係団体、ボランティア団体などから推薦された委員の参加によりワークショップ形式で、5か月間6回のワークショップを経て、「芦屋をよりよいまちにするための優先課題と方策」をまとめました。

市民会議の他にも、地域福祉に関する市民意見を幅広く把握するため、平成18年8月に市内在住2500人(無

作為抽出)に対し、郵送による意識調査を実施しました。そして、いただいた意見をもとに、市民、学識経験者、保健・医療関係者、社会福祉事業者、社会福祉関係者、地域関係者、行政関係者により組織された「芦屋市地域福祉計画策定委員会」で検討を行い、計画の原案を策定しました。

また、庁内においては、「芦屋市地域福祉計画推進本部」を組織し、検討を行いました。



## 計画の策定体制

### 芦屋市地域福祉計画(概要版)

平成19年3月

発行：芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7-6

TEL 0797-31-2121 FAX 0797-38-2160

編集：芦屋市 保健福祉部

ホームページ [http://www.city.ashiya.hyogo.jp/chiiki\\_fukushi/index.html](http://www.city.ashiya.hyogo.jp/chiiki_fukushi/index.html)

# 芦屋市地域福祉計画 (概要版)



平成19年3月

芦屋市